

# 求人情報調査票

- ① 求人者名 水産庁資源管理部漁業取締課
- ② 連絡先 住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 03(3502)0942 担当班取締第2班  
FAX 03(3502)0167
- ③ 業務種類
  - 一定期間水産庁取締船に乗船し、漁業監督官が外国漁船に対し行う立入検査等の通訳。必要に応じて取締関連文書の翻訳や船員・漁業監督官への語学のレクチャーを行う（韓国語）。
- ④ 雇用資格
  - 日本国籍を有する者で、韓国語の語学に精通しており、当該外国語による十分な意思疎通が可能なおこと。
  - 船舶に一定期間（各四半期ごとに10日程度）乗船し、業務を遂行することが可能なこと。
  - 司法制度を理解し、専門用語の翻訳が可能なおこと。
  - 外国漁船に対する立入検査などで、縄梯子等を使用して対象船へ移乗する可能性があるため、当該業務の十分な遂行が可能な体力を有すること。
- ⑤ 雇用予定人数 若干名
- ⑥ 雇用形態 臨時雇用非常勤職員
- ⑦ 雇用期日・期間 各航海毎に雇用。各航海期間は10日程度
- ⑧ 勤務時間 原則として 7時間45分/日
- ⑨ 給与条件等 [給与] 一般職の職員の給与に関する法律を参考に決定  
[旅費] 出港地までの旅費及び入港地からの旅費は別途支給（国家公務員旅費法に基づく）。
- |   |     |       |                 |
|---|-----|-------|-----------------|
| 〔 | 日当  | 年齢により | 1,100円程度        |
|   | 食費  |       | 2,200円程度        |
|   | 宿泊費 | 年齢により | 7,800円～9,800円程度 |
- ⑩ 勤務地 日本周辺水域全般（出港地及び入港地はその都度、指示）
- ⑪ 勤務条件 船内専用個室有り。ただし、風呂・トイレは共用。
- ⑫ 提出書類 履歴書（顔写真貼付）、住民票及び健康診断書各一通（郵送にて受付可）。  
※ その他語学の資格がある場合は、資格書の写しを提出。  
※ 住民票及び健康診断書については、過去1年以内のもの。  
※ 提出書類は雇用目的でのみ利用。
- ⑬ 選考方法 書類選考の上、こちらから面接スケジュールの打診。  
語学テスト等を行ったのち、雇用。
- ⑭ その他 詳細は上記連絡先にお問い合わせ願います。